

鳥取砂丘条例案に係るパブリックコメントの実施結果について

平成20年9月1日
公園自然課

鳥取県では、貴重な自然を有し、特色ある産業・文化活動、学術研究の場等でもある鳥取砂丘の優れた自然環境を、砂丘利用者一人一人の節度ある利用や関係機関との連携等により、次世代に確実に引き継いでいくため、鳥取砂丘条例案の検討を行っており、この条例案に対し、パブリックコメントを実施しましたので、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 意見募集期間

平成20年7月17日(木)から8月6日(水)まで

2 周知・応募方法

(1) 周知方法

報道機関への資料提供、新聞広告の掲載、ホームページへの掲載、県窓口(県庁県民室、各総合事務所県民局、県立図書館、公園自然課)でのチラシ配布、砂丘関係者及び一般県民への条例案説明会(7月23日及び25日に開催)

(2) 応募方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、県窓口を設置した意見募集箱への投函

3 提案件数 (括弧内は応募者数)

以下のとおり、40の個人又は団体から89件の意見をいただきました。

電子メール	ファクシミリ	郵便	県窓口	説明会	その他	合計
24 (12)	17 (7)	1 (1)	3 (2)	35 (13)	9 (5)	89 (40)

※その他は電話等

4 応募意見の鳥取砂丘条例への反映状況

(1) 反映した意見(一部のみ反映したものを含む。)

意見の概要	県内	県外	不明	回答・対応方針
この条例でもっと「活用」を前面に出して欲しい。保全・再生ありきではなく、活用から考えるよう発想の転換を。	3			
無闇に人の行為を規制するのではなく、共に楽しみ、共生することにより、自然としての当然の変化は受け入れることも大切。砂丘を楽しみ、活用できるよう大らかに対応すべきと思う。			1	趣旨・目的のひとつとして、保全・再生に加え、「適切な利用」を位置付けました。
万一、条例が制定されたとして、罰則を適用できるのか。「人が視認でき」というのは視力いくらの人を基準にするのか。また、「通常」とはどちらの方向のどんな風の強さのことを言うのか。	1			砂丘での落書き禁止に係る条文について、再検討を行いました。
砂丘では足跡をつけてはいけないと誤解されるおそれがあるため、落書きの定義の中の「足跡」という言葉は削除できないか。	1			
砂丘の中に犬等を連れ込まないよう、禁止行為を追加して欲しい。砂丘の中で犬の糞を見かけるし、放し飼いをしている者もいる。	2			犬等の連れ込み自体は、禁止する必要はないと考えていますが、動物の糞の投棄は禁止行為に加えしました。
罰金はあまりに金額が高い。	1			罰金については、自然公園法で定める罰金額と同程度の額で設定することとしており、指示又は命令違反は30万円以下の罰金としました。
利用者の責務について、砂丘の生態系も含めて、砂丘利用者がその価値を理解し大切にすることができるだけ具体的に記述して欲しい。	1			鳥取砂丘の固有環境を「独特の地形・地質、風致・景観、植生その他の自然環境」と定義付けし、この固有環境の価値を理解しこれを大切にすることを条文で定めました。
小 計	9	0	1	

(2) 既に盛り込み済みの意見

意見の概要	県内	県外	不明	回答・対応方針
-------	----	----	----	---------

鳥取砂丘の自然を守ってこうという姿勢は素晴らしく共感できる。全ての砂丘利用者が自然を大切にしたい心があれば条例は不要だろうが、今の時代、それもやむを得ないか。	4			この条例を制定することにより、県と砂丘利用者それぞれが自分の役割を認識し、改めて砂丘の保全と再生について考え、それを実行に移していきたいと考えます。
大事な砂丘に落書きは許さんという強いメッセージがざらつくような条例にすべき。	1			
条例の趣旨は理解できるが、落書きの禁止を中心課題に据えたことは問題である。	1			県民共有の財産である砂丘の保全と再生のための取組の1つが行為規制(落書き禁止等)であり、それ以外にも砂丘利用者の意識啓発、自主取組の推進等を中心課題として位置付けています。
落書きは自分を誇示したり、当事者だけの楽しみにするのだと思うが、鳥取砂丘は個人の楽しみだけでなく訪れる皆が楽しめる場であってはならない。まして砂丘の景観を大きく損なう行為は止めさせるべきである。	1			落書き行為については、鳥取砂丘本来の価値を傷つける行為であり、かつ、多数の砂丘利用者に不快感を与えることから判断し、一定規模以上のものを対象に罰則付きの禁止行為としています。
よほど悪質でない限り罰則金はとらない方がよい。	1			
自然の景観鳥取砂丘を守るためには、警告の意味合いと犯罪予防が一番なので、設定している罰金は高くない。	2			自然公園法で定める罰金額と同程度の額で設定することとしています。
利用者の責務については、もっと強く書いてよい。砂丘利用者にも大きな責任があることを自覚してもらってはどうか。	1			砂丘利用者の責務内容については今のままで基本的に網羅されていると考えます。
この条例は、鳥取県のジオパークネットワーク加盟にとって、どういった位置づけになるのか考え方を整理すべき。	1			この条例は、自然公園法等関係法令による規制等とあわせ、山陰海岸ジオパークの主要地である鳥取砂丘の自然環境の保護・保存に資するものであると考えています。
小 計	12	0	0	

(3) 今後の検討課題とする意見

意見の概要	県内	県外	不明	回答・対応方針
条例施行後の内容周知について、看板を設置するにしても表示のあり方をよく検討して、利用者にとって読みやすく理解しやすいものにして欲しい。	10			条例が公布された段階で、監視体制及び周知方法を検討し、具体化を図ります。
条例施行後の監視体制づくりや普及啓発の徹底についても、しっかり行って欲しい。	3			
犬猫を松林、砂丘道路に捨てる事例への対応等はどうか？また、砂丘のゴミ等の現状を知っていただくため、知事、市長、県・市の職員が砂丘を巡回しては？	1			犬猫の遺棄については、既存の関係法令で対応すべきものと考えます。また、砂丘の巡回については、監視体制整備の中で検討します。
煙草のポイ捨て問題は、喫煙コーナーを設けてはどうか。また、ゴミのポイ捨てについて、県外からのツアー客にマナーを守れない人が多いように感じられるので対策を講じて欲しい。	2			キャンプ、ゴミ、タバコのポイ捨て問題については、条例対象外区域も含め、鳥取市、国とも連携を図りながら、引き続き対応を検討します。
砂丘道路沿いの松林に犬を捨てる人がいるので対策を講じて欲しい。海岸でのキャンプも大きな問題。	2			
砂丘を好印象の持たれる景観に戻すためには、漂着ゴミ対策は重要な柱である。砂丘海岸の恒常的ゴミ削減には、千代川からのゴミ流出防止策、河口近傍でのゴミ捕集策、砂丘海岸隣接部での堆積ゴミ撤去とボランティア活用策などを実施し、鳥取砂丘の美化を果たし、それを世界に発信していくべき。	1			鳥取砂丘の保全と再生のため、調査研究結果を踏まえ、必要な対策を講じていくこととします。
砂丘の除草活動について、ただ草抜きをしても、砂が動かない限り、雑草は生え続ける。死なんとする砂丘を救うのは、「砂を動かすための抜本的な対策」です。是非、実施を。	2			
砂丘の砂浜は減少しており、調査研究の必要性は高い。この条例により、サンドリサイクル等とは別に調査研究費を確保できるのか。	1			条例制定の趣旨を踏まえ、必要に応じ、調査研究費等を確保していきたいと考えます。
十六本松の風車問題、10年以上にわたる砂丘道路沿いの違法キャンパーの放置等これまでの総括なくして急に砂丘の景観保護と言われても県を信頼できない。また、10年後、20年後の砂丘、次の世代にどんな砂丘をつなげていくのか、この条例がその中でどのような位置づけにあるのか、その姿が見えてこない。	1			この条例を制定することにより、県と砂丘利用者それぞれが自分の役割を認識し、改めて砂丘の保全と再生について考え、それを実行に移していきたいと考えます。確かに以前から未解決の課題もありますが、今後それらをひとつひとつ解決することで鳥取砂丘の価値を高め、次の世代へ引き継いでいきたいと考えます。
除草・清掃のボランティア活動について、スタンプカードを作り、ポイントに応じてプレゼント等行ってはどうか。	1			砂丘利用者の自主的な取組のひとつとして、今後、有効性等も含め検討していただく課題と考えます。
砂丘の魅力をもっと知ってもらうための広報の仕方についても検討して欲しい。	1			条例の施行と併せ、砂丘の魅力を知ってもらうための方策について検討し、具体化を図ってまいりたいと考えます。
防砂林の松くい虫防除や道路法面に繁茂している雑草の除去も対策を講じて欲しい。	1			必要に応じ対応していきたいと考えます。
小 計	26	0	0	

(4) 対応済の意見

意見の概要	県内	県外	不明	回答・対応方針
車の乗り入れも禁止行為とすべき。	1			車の乗り入れについては、中心部である特別保護地区では、「車馬等の使用」として既に自然公園法上の許可を要する行為ですので、条例では禁止しません。
砂の持ち帰りも禁止して欲しい。	1			砂の持ち帰りについては、「土石の採取」として、既に自然公園法上の許可を要する行為ですので、条例では禁止しません。
小 計	2	0	0	

(5) 対応困難な意見

意見の概要	県内	県外	不明	回答・対応方針
落書きよりも、ただの足跡の方が不快に感じる人もいます。そもそも落書きが本当に悪いことなのか、利用者の立場に立って再検討して欲しい。	7	1	1	個人的な楽しみのために行う落書きにより、砂丘の風致・景観等を楽しみに来られた来訪者に不快感を与えるべきではないと考えます。落書き行為については、鳥取砂丘本来の価値を傷つける行為であり、かつ、多数の砂丘利用者に不快感を与えることから判断し、禁止行為としています。県は、全ての砂丘利用者が砂丘で素晴らしい時間を過ごせるよう、鳥取市、国等関係機関と連携しながら、条例制定をはじめとして、今後も様々な方策を検討しながら、鳥取砂丘の保全と再生に取り組んでいきます。なお、罰金については、自然公園法で定める罰金額と同程度の額で設定しています。
ゴミのポイ捨て、ロケット花火、ゴルフの打ちっぱなし禁止は賛成だが、落書きの禁止については原則反対である。落書きはいたずらが過ぎただけの問題であり、罰金まで設けて禁止するのは大人気ない。	1			
「保全と再生」は文化財保護法と自然公園法で十分である。罰則を設けて禁じるべきは「砂丘を壊す行為」、守るべきは「砂丘の命」。実害のない行為を罰するのはやめましょう。	1			
鳥取砂丘の自然を守るために、落書き、ゴミのポイ捨て、花火の禁止などを明確に示すのはよいことだと思う。ただ、鳥取砂丘の保護・発展に向けた条例化は段階を踏んですすめるべき。	1			従来の手法(自然公園法等による法規制、利用者にマナー向上を訴える取組み)による自然保護には限界があり、今、新たに条例を制定する必要があると考えます。
砂丘を「有料」で自由にアートの落書きができる場所として区画割りして、記念の航空写真を提供するサービスを考えれば県収入の増につながるし、観光客もそれを目当てに訪れる。世界に落書きアートができる唯一の公共の場所が鳥取砂丘だと発想をすべき。	2	1		落書きを催し(イベント)として位置付け、それを推進することは、貴重な自然環境を有する砂丘の価値を損なうものであると考えます。
煙草のポイ捨てで罰金30万円はおかしい。刑事罰を科す必要あるのか？	1			罰金については、自然公園法で定める罰金額と同程度の額で設定することとしており、指示又は命令違反は30万円以下の罰金としました。
ハングラライダーやサンドボードも全て禁止して欲しい。	4	1		ハングラライダー等については、マナーをふまえ、適切な利用を図っていただくべきものと考えています。
ロケット花火は禁止するようだが、花火そのものは禁止しないのか。	3			条例案の禁止行為は、多くの砂丘利用者が不快に感じる行為又は多くの砂丘利用者に害を及ぼすと認められる行為に限定しています。ただ、一般の花火については、マナーとして極力控えていただくよう指導することを検討します。
条例制定は当然のこと。ある程度のマイカー規制は必要。	1			条例の趣旨から、マイカー規制は必要ないと考えています。
規制の中に、砂防外来種の芝草の早期撲滅と今後の植栽禁止を入れるべき。	1			鳥取砂丘の保全と再生のため、調査研究結果を踏まえ、必要な対策を講じていくこととします。ただし、外来植物の植栽禁止については、現状として刑事罰を科すほどの頻発性・危険性が認められませんので禁止行為とはしません。
馬車の営業は禁止しないのか。	1			自然公園法上の許可を受けて行う馬車の営業については、条例で禁止する必要はないと考えます。
条例の対象外となっている海岸(砂丘～岩戸海岸)のゴミは大変な状況。条例の対象範囲を広げるべき。	3			対象範囲については、特有の固有環境を有し、規制行為を伴う保全・再生の対象となる範囲として、鳥取砂丘の最も象徴的な自然環境であって、県内外の多くの方が「鳥取砂丘」と認識している馬の背を中心とした範囲を設定しています。なお、条例の対象範囲外となる砂丘地においては、自然公園法等関係法令による指導やマナーの向上等の取組を積極的に実施していくこととします。
条例の対象範囲について、砂の移動や植生の連続性を考慮すれば、西側に範囲を広げて千代川までの区域としてはどうか。	2			
規制エリアを東、西又は南に広げるべき。	3			
不埒な行為の抑止措置として、行政職員に事実関係を調査する権限の付与、刑事告発に先立って行為の事実と行為者の住所・氏名を公表するといった「脅し」を制度化してはどうか。	1			違反行為の抑止措置については、条例の趣旨及び禁止行為の内容を鳥取砂丘を訪れる方に対して周知していくことにより対応します。
落書きの規制について、砂丘探索ルートを設定してそれ以外は立入禁止にしてはどうか。	1			立入禁止範囲を設けることは、砂丘を体感するという魅力を損なうこととなるため、対応は困難と考えます。

小 計	33	3	1	
-----	----	---	---	--

(6)その他

意見の概要	県内	県外	不明	回答・対応方針
保護工事の必要性は県の判断で決定されるのか？	1			鳥取砂丘景観保全調査研究会等、専門家による調査研究結果を踏まえ、関係機関で協議し、決定します。
砂丘道路沿いのキャンプ等禁止ですが、ラッキョウ畑だけを見て帰る人等の人数は？	1			人数把握は困難であり、把握していません。
小 計	2	0	0	

合 計	84	3	2	
-----	----	---	---	--